

## 第6期埼玉県地域福祉支援計画(案)に対する意見と県の考え方(県民コメント)

## 【反映状況】

A: 意見を反映し案を修正した

B: 案で対応済み

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考とする

D: 意見を反映できなかった

E: その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
<b>第1章 計画の概要</b>				
1	7 (7)	「17の共通目標」(持続可能な開発目標(SDGs))を提示した中で、社会福祉分野における事業や活動で実際に体現している目標を具体的に○と○と○を体現していると挿入する。 その理由は、体現している目標を具体的にあげ可視化が必要である。見える化することで次に取り組むべき方向性が見えてくる。	B	御意見の趣旨は、「第1章 計画の概要 4 計画の基本方針 (2)SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現」において、以下のように具体的を載せています。  SDGsの目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、地域のなかの生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なります。 目標3の「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」は、社会福祉事業や地域福祉活動そのものということが言えます。
<b>第2章 地域福祉を取り巻く状況</b>				
2	39 (39)	ケアラー支援条例が制定されたにも関わらず、県民や各市町村の認知度は全く低く、単に条例が制定されただけで各市町村の地域福祉計画にも何ら落とし込まれていないし、何の手立ても講じられていない。 「県、市町村、関係機関等が連携し、ケアラーが孤立することがないように社会全体で支えるような体制づくりを早急に整備する必要があります。」と追記してはどうか。	B	御意見の趣旨は、「第4章 施策の展開 柱4 環境づくり 4-1 ケアラーへの支援の推進」の中に含まれています。
<b>第3章 計画の理念と施策体系</b>				
3	42 (42)	「誰一人取り残さない」の後に「社会的排除のない」を追加挿入する。 その理由は、誰一人の中に包摂されていない社会的排除されている県民が存在するため。	B	「誰一人取り残さない」の”誰”には、社会的排除されている人を含む様々な困難・課題を抱える人を指しています。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
第4章 施策の展開 柱1 基盤づくり 1-1市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援				
4	52 (52)	【相談窓口に来ることができない人への対応】について、実際にはアウトリーチ活動をしていない。誰一人取り残しのないよう、具体的な対応についての例示を挿入する。	A	コラムでアウトリーチ活動を掲載します。
第2章 地域福祉を取り巻く状況				
第4章 施策の展開 柱4 環境づくり 4-1 ケアラーへの支援の推進				
5	39 (39)	ケアラーという存在から考えると、特に福祉的な要素の無かった人が介助に関わるようになるケースはケアラーとされる人には多いようにも思う。「全身性障害者介助人派遣事業」(以下、「全身性」に略)はそうした意味では、対象者を脳性まひなどの肢体不自由者を対象とはしているものの、福祉資格などに関係なく付き合いのある人などに介助を依頼できる自薦型の制度であり、そうした意味においてはケアラーの支援などにも応用できると考える。制度上は市町村が実施主体とはなっているものの、県としてもそうした実際の使い勝手の良さを担保しつつケアラー支援などにも利用できるようなフレキシブルな対応を求めたい。	C	実施にあたり考慮してまいります。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
<b>第3章 計画の理念と施策体系</b>				
6	43 (43)	<p>地域で活動している市民は色々な顔を持っているが対外的な一つの顔だけで構成されている訳ではなく、場面などに応じてたくさんの顔、役割を持っている。実際に地域の福祉などに貢献する個人が、介助などに従事しつつ環境問題に取り組んでいたり、SDGs的な複数な要素に関わっていることは実際にはケースとして非常に多く存在する。</p> <p>ここで地域づくりといった視点で考える時、そうしたキーパーソンを地域で繋いでいく為に、例えば「全身性」などは副次的ではあるが非常に有効に機能するであろうと考えるし、実際にそうしたケースを多く目にしてきた。「全身性」に関わる人の多くは職業的なヘルパーではなく、副業的、またはボランティア的に関わるケースが多い。そうした人たちが違う場面に「全身性」などを通して見える地域での障害者の暮らしや介助、障害者福祉における現実的な課題を運んでいくことは非常にリアルであり、地域で包括的な視点を構築していこうという今の時勢の中では有効に機能するであろうと考える。</p>	C	実施にあたり考慮してまいります。
<b>第3章 計画の理念と施策体系</b>				
7	44 (44)	<p>担い手の育成なども、特段福祉畑にいる訳でない人たちが緩やかに地域の福祉と繋がることができ、また専門でないからこそ、その分繋がっている他の分野にもそこで培った視点を違う分野に運んでいくことができると考える。結果包括的な関りとなっていくと考えるが。</p>	E	

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
第4章 施策の展開 柱2 地域づくり 2-1 地域福祉の場・拠点づくり				
8	77 (75)	こうした「全身性」の活用は実際には行政が介助間の調整に入ることがない事からその取り回しは「全身性」の利用者である障害当事者と働き手に任されている部分が多い。逆に考えるとそうしたことを自助共助的に地域の中で運用できているという事であり、p77(75)にある「相談や交流、居場所づくり～拠点づくりの促進」においては既にある程度のものが存在していると考えられる。現在あるこうした資源を活用せずして、新たな拠点づくりを考えていくのはナンセンスであり、現実的ではないという事になると考える。またこうした「全身性」の周辺に散らばっているケースや蓄積は同ページにある「支え手と受け手を越えた関係性」(障害のある人もない人も共に関わりながら構築された)でもあると考える。	C	実施にあたり考慮してまいります。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
<b>第4章 施策の展開 柱2 地域づくり 2-3 災害時に備えた支援の取組の充実</b>				
9	85～87 (81～83)	<p>災害時において情報が断絶することなく伝わっていくこと、また気軽に地域の人たちの手を借りることができるような関係づくりは重要だと考えます。「全身性」などでの地域の住民とのかかわりを持つことが災害時の「あそこには車いすの住人がいる」などといった情報提供に繋がることは容易に想像できます。</p> <p>例えば実際に水害では車椅子のタイヤの半分の高さである10-15cmの水深で、健常者は濡れるのをいとわなければ自力で避難できますが、電動車椅子ユーザーは電装系が水没しますから途端に”動けない人”になってしまいます。またそういうことを計算し、早めに避難した避難場所でも車椅子ユーザーがポツリといるだけでは地域住民の介助の手を当てにすることも難しいですし、ましてやそうした早期の段階で避難した先で受け入れられるかもはっきりしていません。こうした事例に併せて”障害者福祉”側の目線ではなく、一般的なほかの視点からのアウトリーチを伸ばすことでこうした課題を拾い上げていくこと、またそうした他業界からのアウトリーチが複層的に重なることで”障害福祉”に係る課題もクリアされていくことは重要だと考えます。(P88(84)の主な取り組み・支援の表で言えば、特に右側の対応課に更に危機管理課、共助社会づくり課や社会福祉課青少年課など他分野への働きかけが大事だと考えます)。</p>	B	全身性の方も含めた障害者の支援について他分野と連携した取り組みを含んでいます。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
10	104～ 105 (98～99)	<p>人材の確保についてはP104(98)などに「専門性の高さからの人材確保の難しさ」が挙げられている。「全身性」はその制度の性質上、介助を必要とする人を知った人が介助者となるという事で、どんな障害者にも対応できるような広範な知識を必要としないと考える。こうしたケースがある中で福祉の課題を専門性の担保が重要と捉えるようでは、地域を広くステージとした包括的な支援などは難しいと考える。少なくとも、その人の事、その背景などをいろいろな人を対象にせず、その人との事の関係が既にあるというところから始めるからこそ”専門性”の呪縛から離れ、かつ個人を知っているという事では非常に細かい介助が可能な部分もあるだろうと考える。ここではヘルパーのような広範な支援が駄目だと言っているのではなく、そうした実際の生活から無理せずに立ち上がっているような制度が「全身性」くらいしかなく、また全体的に見ればその「全身性」すら非常に僅かなものになっているという点。重ねていうが地域に広がる”包括的な支援”を”専門性”と共に担保するなどという事はこの章で言う人材不足も含めて現実的ではない。広く浅くというヘルパー的な介助の視点と狭く深くという「全身性」的な視点をバランスよく並び立たせることが重要だと考える。</p>	C	実施にあたり考慮してまいります。
		<p>第4章 施策の展開 柱3 担い手づくり 3-1 介護、保育等サービス人材の確保等</p>		

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
<b>第4章 施策の展開 柱3 担い手づくり 3-3 地域福祉を担う住民の育成の拡充</b>				
11	112～ 113 (105～ 106)	「きっかけづくり」や「関心の拡充」とあるが、総活躍社会、自助共助、地域づくりといった昨今のキーワードから考えても障害当事者を積極的に自分の事例をもとに発信する語り部として、またマイノリティとしてのぴあカウンセラーなどとして、共助社会の中の「受け手」ではなく「送り手」として積極的に活用することが重要。予算措置ももちろん必要だろう。こうした関りは重度であれば重度であるからこそその介助に置いてのノウハウや、暮らしの中での外出から就労、食事、睡眠など多岐にわたるノウハウの玉手箱として活用することができる。そうした既にある社会資源をどう活用するかがカギだと考える。全く勿体ない。	A	「第4章 施策の展開 柱4 環境づくり 4-5 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり」に障害当事者が発信する事例をコラムとして記載します。
<b>第4章 施策の展開 柱3 担い手づくり 3-4 NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援 ほか</b>				
12	115～ 119 (108～ 113)	地域で活動するNPOの多くが手弁当を余儀なくされ、金銭的にも四苦八苦している例は挙げればいとまがない。実際障害者などのかかわりにおいてもそうした地域に根差したNPOが障害当事者の多層的な課題を丸ごと抱え解決に奮走しているような例も少なくない。 しかしてその一方、企業は特例子会社などの形で障害者の暮らしを障害のない者の暮らしから切り取ってしまっている(障害者だけが同僚という形など)側面もある。いろいろな人がいる中での関りとして自助・共助的に解決されるかもしれない課題さえこうした形の中では課題は解決されていない。これは”完全参加と平等”、”共助社会をすすめる”というよりは企業側の合理性に与した形だと考える。また現在、障害者福祉の色々な事業が民間参入している中で、例えば不動産投資としてのグループホームの運営講座など巷に溢れてもきている。ここではこうした”福祉産業”で出た黒字が企業に座れてしまわないような工夫を考えて欲しい。総量規制や自治体としての誘致、進め方への指導などできることはたくさんあると考えるが。	C	障害福祉サービスの報酬が適切に算定されるよう国に要望してまいります。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
13	全般			
	—	<p>P78、P83、P88、P91、P97、P105、P117(p76,80,84,87,92,99,111)などの表に「全身性」の副次的な意義も含めて、落とし込むことを望みます。</p> <p>※            P78(76) 地域福祉の場・拠点づくりの促進            P83(80) 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充            P88(84) 災害時に備えた支援の取組の充実            P91(87) 地域の子育て力の充実            P97(92) 子供の貧困に対する取組の強化            P105(99) 介護、保育等サービス人材の確保等            P117(111) NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援</p>	B	p88(p84)の表は全身性の方も含めた障害者の支援について他分野と連携した取組を含んでいます。
			C	実施にあたり考慮してまいります。
14	目次			
	目次	「4-2 生活困窮者対策の推進」のページ相違	A	修正します。



## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
第4章 施策の展開 柱4 環境づくり 4-3 孤立や配慮が必要な人への支援				
15	129(123)	精神障害者や「ホームレス状態」の人が地域で孤立している旨の記載もあるが、それは当然である。 なぜなら、彼らは自己の考えに執着し、他者との交流を自ら断ち、自ら地域社会から逸脱した者である。また地域社会への「潜在的な驚異」でもある。常に独り言を呟き、自分のやり方に執着する者、鼻が曲がるような体臭を放ち、いつ暴れ始めるかわからない者が同僚であれば、職場は彼らを受け入れるだろうか。 地域社会が彼らを受け入れるためには、彼ら自身の変容する必要がある。他者を変容するよりも、自分たちを変容させる方が容易であるはずだ。異分子である自分たちを、地域社会が受け入れるよう求めるような考えでは、決して社会に受け入れられない。	E	
第4章 施策の展開 柱4 環境づくり 4-3 孤立や配慮が必要な人への支援				
16	133(127)	地域社会から孤立は、本人のライフスタイルでもあるので、軽々に行政が関与する必要はない。孤立して困っているのであれば、行政が介入する必要もあるが、セルフネグレストのような事例は関与すべきではない。一般県民は皆自分たちの生活をより良くしようと精一杯の努力をしている。そのような状況下、自ら努力を怠った者へ税金を投入する余裕は社会には存在しない。	E	

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
第4章 施策の展開 柱4 環境づくり 4-5 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり				
17	142(136)	<p>障害者の中には「自分たちは優遇されて当然」と考えている者がいる。自分たち障害者の意見は全て「正論」だと思いこみ、周囲の状況等を無視して頑強に主張する。そのような姿勢を見るにつれ周囲の者は「障害者は我が儘」と印象を持ち、関わりを避けようとする。</p> <p>余りにも身勝手な自己主張(最近では「駅の無人化は憲法が保証する移動の自由に抵触する」として提訴)は、自分達の自身振る舞いによって、自分たちを自ら孤立させていることを認識させるべき。</p>	E	
計画全般				
18	-	<p>埼玉県地域福祉支援計画は、若年性認知症と高次脳機能障害とを「縦割り」で区別して支援するのではなく、若年性認知症の方と高次脳機能障害の方を一体的に支援する計画にしてください。</p>	B	<p>御意見の趣旨は「第4章 施策の展開 柱2 地域づくり 2-1地域福祉の場・拠点づくりの促進 及び 2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」の中に含まれています。</p>

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
<b>第4章 施策の展開 柱1 基盤づくり 1-1市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援</b>				
19	62(61)	計画案に「ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の分野の関係機関と連携の下で埼玉県ひきこもり相談サポートセンター、精神保健福祉センター、保健所等において、相談支援を行い、ひきこもり対策を推進します。」と記されているのと同様に、「若年性認知症や高次脳機能障害の本人やその家族に対し、保健・医療・介護・福祉・教育・労働・法律等の分野の関係機関と連携の下で若年性認知症支援コーディネーター及び若年性認知症専門相談の窓口、埼玉県総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、保健所等において、相談支援を行い、若年性認知症・高次脳機能障害支援を推進します」といった施策を計画に記してください。	C	実施にあたり考慮してまいります。
<b>第4章 施策の展開 柱2 地域づくり 2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり</b>				
20	101(96)	「認知症疾患医療センターの運営など認知症に係る医療支援体制を整備します。」と記されている下のあたりで、「てんかん、失語症、脳血管性認知症、高次脳機能障害等の循環器病の後遺症を有する者が、症状や程度に応じて、適切な診断、治療を受けられ、社会生活を円滑に営むために、就労支援や経済的支援を含め、必要な支援体制を整備します。」という施策を、担当「疾病対策課」として記してください。	D	御提案の取組内容については、医学的・専門的見地からの検討を要することから、計画への反映は見送らせていただきます。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
第4章 施策の展開 柱2 地域づくり 2-6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり				
21	102(97)	<p>計画案には、「若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置などを推進します。」          「若年性認知症の人の就労継続等支援を行います。」          「若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大を図ります。」と記されています。</p> <p>この部分を、若年性認知症に高次脳機能障害も加え、地域包括ケア課と障害者福祉推進課の事業として、「若年性認知症や高次脳機能障害に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口への支援コーディネーターの配置などを推進します。」          「若年性認知症の人や高次脳機能障害の人の就労継続等支援を行います。」          「若年性認知症カフェの増設など若年性認知症・高次脳機能障害等の人の活動の場の拡大を図ります。」と直してください。</p>	C	実施にあたり考慮してまいります。
第4章 施策の展開 柱2 地域づくり 2-5 子供の貧困に対する取組の強化				
22	95～96 (90～91)	<p>子ども食堂について、令和2年2月現在388か所を令和5年度に710か所に拡充する目標値を設定しているが、最も必要とする高齢者や子供は車などの足がなく遠くの子ども食堂には通えない。子ども食堂が増えたからと言って必要な人に必要な手立てがなされる訳ではない。誰一人取り残さないのであれば、子ども食堂からもれた人たちはどうするのか。そこを記入する。</p>	B	「子ども食堂等子どもの居場所設置数」については、子供たちが通える範囲である各小学校区に1か所(県内800か所(令和6年度))を目標にしています。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
第4章 施策の展開 柱1 基盤づくり 1-1市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援				
23	51(51)	支援会議について、本人の同意がなくても支援会議が実施されることが図に示されているが、福祉課題を抱えている人のみ本人の同意なく勝手に個人情報情報を共有することは大変おかしい。 自身の経験一つとってみても、情報共有しただけ。何の解決にもなっていない。 横断的な課題を共有することについて本人の同意をとることが必要である。また各分野の部局も本人当事者の意向を最大限に尊重することを明記する。	C	実施にあたり考慮してまいります。
第4章 施策の展開 柱1 基盤づくり 1-1市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援				
24	53(53)	ワンストップ型総合相談窓口の設置について、私の住んでいる市にもワンストップの相談窓口があり、断続的に相談しても、一方通行で関係機関・関係部署への連携協力対応がなされていない。相談機関を設置すればよいのではなく、実効可能でなければ意味がない。当事者に寄り添って動ける人材の確保が必要。	B	御意見の趣旨は、「第4章 施策の展開 柱1 基盤づくり 1-1市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援」の中に含まれています。

## 【反映状況】

- A:意見を反映し案を修正した  
 B:案で対応済み  
 C:案の修正はしないが、実施段階で参考とする  
 D:意見を反映できなかった  
 E:その他(感想・意見)

意見No.	ページ ( )は県コ メ時の該当 ページ	御意見の内容	反映状況	県の考え方
<b>第2章 地域福祉を取り巻く状況</b>				
25	22(22)	ホームレスの状況について、H24からR2.1までのホームレスの人数は右肩下がり減少し続けているが、ホームレスとして県行政が把握しているのは具体的にどの範囲の方々をホームレスとして含めているのか。ネットカフェ利用者の方、ホテル利用の方も含めているのか。あるいは完全に野宿者のみなのか。ホームレスの人数のカウントの仕方を明記するべきである。 コロナ禍で野宿者は増加しているにもかかわらず、「ホームレス数は減少傾向にあります」でよいのか。	A	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」として市町村が目視で調査しているものです。 この定義を追加するとともに、本文に下記のとおり追加します。 「しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後の動向を注視する必要があります。」
<b>第4章 施策の展開 柱5 市町村の支援と計画の推進 5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援</b>				
26	155 (149)	以下の下線のとおり付記する。計画策定を、小中学校区の地域及び関係団体等にその意識がなく、その認識がないまま計画だけ策定しても無意味である。  そのため、計画の策定に当たっては、関係各課と連携することが今まで以上に必要です。誰ひとり取り残さないという共通認識、共通理解、共通意識のもと、地域住民、専門職、関係団体等の積極的な参加を促し、検討を進めていくとともに、小地域(小・中学校区域)で意見を聞く機会を設けるなど、きめ細かく行う必要があります。	B	御意見の趣旨は、「第4章 施策の展開 柱5 市町村の支援と計画の推進 5-1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援」の中に含まれています。